

暴力臨床論の展開のために

—暴力の実践を導く暗黙理論への着目—

中 村 正

Development of Psycho-social Clinical Theory to Prevent Domestic Violence: Consideration on the Implicit Theory to Explain Violence and Abuse in Intimate Relationship

Tadashi Nakamura

abstract

The accounts are a key for sociologists to understand the practical ways in which individuals experience and identify with meaning. This article on accounts pays attention on justification, interpretations or explanations of violent and abusive behavior and on their functions and consequences. First of all, the author takes out and analyzes rhetoric from the voice of the group-works for violent men the author supervises. Second, the excuse and justification are arranged in good order as implicit theory and lay theory. Third, it's considered about the meaning of the intimate relationship for a man as the contexts of violent behavior. Fourth, the risk in a two-person relationship will be described and the suggestion to future's violent measure and clinical practice will be given.

1. はじめに

望月教授が主に編集作業をされた『対人援助学の可能性—「助ける科学」の創造と展開』（望月他 2008）という書物がある。そこに「逸脱行動と社会臨床—加害に対応する対人援助学—」と題した論考を寄せ、「ハラスメント加害者の都合のよい認知の仕方をめぐる諸相」と題した項をおき、「これは指導の一環である」「親しいからこそそのコミュニケーションである」「相手のために思えばこそである」「自分は被害者だ」というハラスメント加害者の実際の「言い分」に焦点をあて、その意味や機能について分析を試みた。本稿はその続編である。とりあげる言い訳 *excuse* と正当化 *justification* の言葉は、筆者が取り組むドメスティック・バイオレンス (DV) と子ども虐待の対人暴力加害者のグループワークで語られたことをもとにしている。加害を説明する言葉、語彙、その用い方の文脈に注目し、言語化行為を手がかりにして、暴力の中和化、正当化、他罰化の軸が取り出せることを指摘し、それを介入対象として暴力臨床・加害者臨床の素材にすることの必要性について考察を加えることが目的である。ここでは、言い訳・正当化の背後にある、暴力を肯定し、行動化へと後押しする実践をささえる考え方の様相を見据えるべきこと、それを暴力肯定の暗黙理論として整序し、暴力臨床の対象として確定すべきことについて論じていきたい（中村正 2009a、2009b、2010a、2010b、2010c、2011、2012 も本稿に関連した論文である）。

2. 親密な関係性において暴力を振るう人の言い訳や正当化に着目すること

DV、虐待、ハラスメント、性犯罪、殺人などに関わった男性たちと面談で出会う。彼らのものの見方、身体感覚や行動の仕方、対人関係の持ち方は独特であるが、常軌を逸したように思える行動を可能にする説明が独自に構成されている。彼らの典型的な暴力の説明を手がかりにしてその行為の成り立ち具合を把握することができる。社会学には、会話・発話、説明行為、動機の語彙などについての研究分野がある。対人暴力の研究領域へと応用することができる。たとえば、加害者が「暴力的な虐待者」から「理解できる暴力を振るった夫」へと自己の地位を保全するために説明行動があると位置づけ、異性愛家父長制のもとでの正当化言説としてのレトリックの仕組みをとりだした研究がある (Lau 2012)。

また、暴力男性の言説をレトリック分析し、次の5つのレトリックを抽出した研究がある。①曖昧さへの準拠 (一般的な男性はこうだ)、②男性の暴力は自明の理だという、③メタファーを使う、④特殊なことを一般的なことだという、⑤家を守る者の強さの記号だと換喩的な表現を用いることである (Adams, Towns, Gabey 1995)。

他にも、暴力は自分のせいではなく、むしろ夫婦の揉め事なので、やむを得ず、合理的で、許容されるべきものであり、誘発されたことへの対応だったし、怒りで自己コントロールを喪失したことでもあり、所詮はマイナーな出来事ではないという説明をとり出した研究がある (Anderson, 2001)。

さらに解釈的現象学の手法で分析した研究もある。暴力の言い訳・正当化についての11のコアカテゴリーを抽出している。①その暴力は受容できるものだ、②不平であり復讐である、③統制が要る、④本物の男だからだ、⑤権利でもある (女は俺のものだ)、⑥男性の性は統制できない、⑦妻が挑発したんだ、⑧拒否や遺棄だ、⑨女性はサポートすべきだ、⑩外的な要因だ、⑪暴力はつきものだ (Weldon, Gilchrist 2012)。

さらにここでは、以下の行論に関係するので、動機の語彙、説明行動の詳細、言い訳と正当化という発話行為の意味について分析をしたライマンとスコットの研究を少し詳しく紹介しておきたい (Scott & Lyman 1968。以下、アカウント論文)。

言い訳・正当化では、社会的に理解される語彙が用いられる。都合の悪い逸脱行動を中和化する目的があるので、社会のなかで流通している意識に根ざす必要がある。そうでない語彙と文脈では社会に受容されない。その言い訳・正当化の流通している共同体のことを発話共同体といい、その内部で自らの逸脱した行動を取り繕い、自らの行為者としてのアイデンティティを交渉して再構成しようとするコミュニケーション的な努力行為が説明行動である。この際に看過できないことは、そのコミュニティのもつ共軛関係である。言い訳・正当化を社会が許容し、容認するということは当該のコミュニティもその意識に荷担し、ある種の共犯関係性をもっていることを意味する。これを筆者は共軛関係と位置づけている。言い訳・正当化を検討することはこの面を指摘することでもある。この点は社会のもつ暴力許容性に他ならないので、社会臨床的テーマとなる。

言い訳・正当化をめざす説明行動は、社会秩序の重要な要素として常に存在し、自らの行動と社会の期待の間にある溝の埋め合わせ行為である。社会が保持する分かりやすい言葉で、悪い、良くない、受け入れられないような行動を伝達し、自己についての理解を求める。正当化は問題となっている行動の責任を受け入れることだが、それに結びついている非難される特性については否定す

る言語行為である。たとえば、戦争で兵士は人を殺したことは認めるがそれを不道德だとは認めないなどである。言い訳は、悪い、不適切なことは認めるが、完全に責任を否定する言語行為である。たとえば兵士は命令に従っただけだと説明する。この言い訳の機能は、悪い行動の責任を和らげるためのコミュニケーション行動であり、自らを楽にするために社会的に認知された語彙を用いて展開される。それらには4つのサブカテゴリーがあるという。①アクシデントであることのアピール、②defeasibility（無効にできること、廃棄（破棄）の可能性、被解除性）へのアピール、③生物学的駆動因へのアピール、④スケープゴートだったというアピールがある。

第1のアクシデントであるという弁明は、一般的に認められている環境にある災いと訴えることで責任を緩和化しようとする。たとえば、仕事に遅れた理由が渋滞だという。この戦略ばかりを用いると最終的には信用されなくなる。

第2は、ディフェンジビリティ defeasibility の強調である。酩酊や愚行のためにやむを得ないことであり、それはいつでも止めることができるものだという。意図の否認あるいは認知の否認でもある。

第3は、生物学的原因への帰属化である。宿命的な力の作用を主張する。すべてのことをコントロールすることはできないし、メンタル問題やパーソナリティ障害だったともいう。若気の至りとか、人種民族的要因への帰属化も同じである。

第4は、スケープゴートだという言い訳である。これは先述した兵士のように命令にしたがっただけであり、自分だけが責められるのは犠牲になっていると考える言い訳である。暴力だけでなく、試験での不正行為（カンニング）、交通取り締まり、違法薬物摘発でもよく似た言い訳がみられる。

さて、こうした特徴をもつ言い訳・正当化の考察を親密な関係性における暴力に当てはめてみたい。DVや虐待、いじめや体罰などは暴力だとされてこなかったという社会の側の共軛関係もあり、家族の私情に介入したくないという社会の消極性もあり、これらに注目するということは社会が許容してきた暴力の文化を垣間見ることになる。親密な関係性はミクロな対人関係と相互作用に根ざし、身体的な触れあい、情動的な関係性など非言語的なコミュニケーションを多く内包する。親密な関係性における暴力は、アタッチメントに関わる対人関係への欲望と相即不可分な関連を示唆するものとして存在している。だから介入が困難で、逡巡してきた経過がある。「法は家庭に入らず」といわれてきたことがその証左である。しかしここに根ざしてこそ、心理的、言語的、感情的な深部にまで影響を与える対人暴力の深刻さが理解できると考える。以下、その諸相をとりあげて意味と解釈を加えていきたい。

3. 対人暴力を説明する事例の考察

1) 「今月の生活苦しいのよね。」はどう聞こえたか

38才の会社勤めの二児の父親の暴力の事例である。ある日の夕食の食卓での出来事だった。妻がため息交じりに「今月苦しいのよね」と話しかけたという。夫は突然怒りだし、妻を平手うちした。その男性はグループワークで反省していたが、その時の妻の発言は、「あなたの稼ぎが少ない」と聞こえたという。彼は常日頃から収入が減っていることを気にしていた。ちょうどリーマンショック

後で残業が少なくなり、帰宅時間が早まり、夫婦の向かいあう時間があつたことも不幸だった。

本来は、その月のやりくりをどうしようとか、妻もアルバイトにいけないのか、貯金を少しばかりくいつぶそうなどとして会話を続けられればいいことだ。ましてや妻が夫を非難しているわけでもない。しかし彼にはそう聞こえる耳しかなかった。認知の仕方が固まっていた。妻からすれば暴力を振るわれる理由がわからない。

彼の暴力は日常的に保持している意識と行動を基盤にしている。暴力のきっかけは相手側の何らかの会話、言葉、態度であるが、それは彼の頭のなかにあるイメージや文脈、つまり意味づけによるので、被害者にはその文脈が読みとれない。彼のいき場のない怒り、恨み、嫉み、鬱憤、甘え、依存が一気にその関係性の、その時の状況において行動となっている。物事や言葉の認識の仕方、感情表現方法が独自にある。何かのきっかけで、彼が勝手に作りあげた想像上の問題が浮かび上がり、その問題を解決する行動として暴力が選択されている。親密な相手だからいいだろうと思っっている。こうしてみるとその暴力は決して偶然ではない。きっかけは遍在しており、暴力以外に解決行動がなく、選択肢は貧しい。暴力をささえる認知の仕方や意味の解釈が瞬時に動員され、家族だから犯罪にならないという甘えや依存の意識に支えられている過程がよみとれる。暴力がそこに潜在している日常生活を生きている。彼のもつ意味づけの文脈がこのエピソードからみえてくる。出来事は親密な関係性のもつ構造を可視化させる。文脈は語彙と言葉を発する規則であり、文法であり、そこには彼の意味付けの志向性がある。

2) 「暴力はコミュニケーションである。」が意味すること

続けて頻出する言い訳・正当化は「暴力はコミュニケーションである」というものである。親密な関係性にある暴力は相手を選択している。一般的社会的に粗暴な振る舞いはするかも知れないが、その暴力の相手は選ばれている。逆に言えば、暴力をくわえることのできる相手がそこに常在している必要がある。一般的社会的に粗暴な暴力に相手は常在しない。誰でもよい。しかし、親密な関係性における暴力の対象は特別な人であり、特定の人である。その人は、親密な関係性にある人なので、他者という認識ではなく、自分や家族という共生体の一部のように位置づけられている。そうした意味での相手が不在だと困ることになる。他者ではないという意味は、私的領域の、家族という名の下に、暴力を振るってもよい相手として位置づけられ、定義されている。安心して暴力を向けられる相手でなければならない。

しかしその相手は、通例、親密な関係性にあつては、腕力という意味で弱者であり、その力の弱い者に暴力を振るうことになる。それを正当化する必要がある。そうしないと男らしい加害者はメンツがたたないという矛盾に陥る。それ相応の理由づけがいる。

暴力を振るう特別な相手であるという理由づけはどのようにして可能となっているのか。そこで「お前だからこそ」、つまり一定の関係性があるからこそ向かう暴力なのだという意味づけることになる。親密な関係性に暴力はつきものであり、親しいからこそ感情が向かうという。葛藤が伴い、他人には向かわない感情として怒りの感情が発露されるのだという。コミュニケーションといってもそれは非言語的コミュニケーションであり、言葉にならないからこそ行動化する。それはコントロールの一種であると当人は考えている。そうした情動的な行動が向かう相手は特別な相手だからこそなのだと考えている。暴力をとおして絆が確認できると思っっている。

この意識は男性の育ちのなかで体験される親密な関係性の感覚に由来する。男性同士の親密な関

係性はホモソーシャルな関係性というが、それを媒介する仕掛けがある。スポーツや遊びという仲間集団の絆である。そして思春期の頃、反抗期のいらだちを受け止めてくれた親がいる。

育ちのなかにある不定型な感情をかたちにしていく関係性がそこにあり、それを受容してくれた関係性があった。友情や愛情として観念されていく心性、しかもそれが親密な関係性である親子関係や同性同士の友人関係によって、現在の夫婦関係や家族関係をつくる以前に体験されていた。その感情的な体験が現在の家族関係性に影響を与えていく。非言語的コミュニケーションのひとつとして身体の衝突や感情のぶつかりがあり、それを経て、結果として以前よりは親密な関係性が形成されると思っている。それを醸成するものとしての暴力があり、一種の絆感覚をつくる。そうした感情の源泉となっている。その経過が現在の親密な関係性に投げ出され、再現、反復されている。その言い方が「暴力はコミュニケーションだ」ということになる。背景にあるのは男性同士の関係によって醸成されたホモソーシャル性由来の絆感覚、愛情をもって受け入れてくれた親の受容的な態度に由来する甘えと依存の感覚である。

3) 「俺は正義である。」と考えている

第3は、同じく弱者にむかう暴力をなんとかして肯定せんとする言い訳・正当化である。伝統的なジェンダー役割にもとづく男性性意識は、パターンリズミ的な意識と相関する。一種の弱者保護的な意識である。弱い者をかばうことこそが男性性意識であると観念されている。しかし実態は弱い者に向かう暴力でしかない。この両者を統合する意味付けがある。それが「正義の暴力である」という言い方となる。

正義感あふれる男性は糺すべき行為としての他者の不正が目につく。それを矯正しようとして、まるで警察官であるかのように有形力を行使する。そうした親からみると自らの行為は虐待ではなく、躰、つまり子どもへの懲戒となる。とくに私的領域としての家族は「自分の領分である」と観念され、女性や子どもはそこでのリーダーに従うべきだし、家のなかの秩序維持の仕方も俺が決めるという。強く育てるための厳しい躰は親の正当な監護の範囲内である。それを守れない相手だからこそ暴力を用いるという。正義の暴力という正当化は、制裁という権力的な意識に基づいている。暴力と虐待を俺に振るわせるようなお前らが悪いと思っている。こうなると暴力を振るう理由はどこにでもあり、被害者からすると暴力は遍在していることになり、絶えず不安がつきまとう。暴力を回避するために被害者は加害者の目線でものを考えるようになり、自分で自分を点検する理想の被害者に仕立て上げられていく。女性や子どもなどの被虐待者は従順な人格へとつくりかえられていく。

正義の感覚にもとづくこの言い訳・正当化はジェンダー秩序、性別役割の意識、年功序列的な意識に根ざしている。女性は男性をたてて当たり前だとジェンダー意識は機能する。家事、育児は妻の仕事なのでそれが主人の思うようにはうまくいっていないのだから、当然、叱責の対象となる。俺の仕事先では事がうまくいかないと上司に厳しく指摘される。それを家でやっているだけだと思っている。それくらいの暴力は感受すべきだろうという。ましてや妻にあれこれ指図されたくない。口論をとてもしやがる男性たちである。口では負けるからだという。そもそも口論になったのは妻が家のなかでやるべきことをやっていないからだという意識もある。

さらに、この女性観は、感情面で家族の構成員を癒やし、まとめる役としての妻役割、思いを受けとめてくれる母役割という固定的な観念をかたちづくる。別言すると、男性はケアされることを

期待している。世話して欲しいとも思っている。そうはいつでも俺はお前たちのことを思っているのをついつい厳しい言い方になると内心では思っている。愛の鞭のようにして暴力がでてくるのは正義感のなせるところだと考えている。相手は他者ではなく、被暴力の対象として常在しているという認識を成り立たせるのが家族という閉じられた私的空間意識なのである。

また、身体への暴力ではないが、妻や子どもの動向を監視することもある。妻の外出を点検し、同窓会や職場の懇親会や女子会に出かけるなどの社会的な交際に口をだし、また、子どもの友人関係をチェックすることもある。なわばり的な意識である。これも同じく私的領域の主人としての意識の表現である。

この言い訳・正当化は、女性や子どものことを第一に考えているという転倒した意識となる。だから、保護するという役割に付随する特権としてのコントロールという機能をもつことになる。親密な関係性は私的領域のことなので、暴力はそれぞれ甘受すべきである。それを上回って保護役割を発揮しているので、第三者にあれこれ言われたくないし、家族のもめ事は家族同士で解決すべきであり、外部に持ち出すことは許されないとして、閉じた考えをする。私的領域の秩序維持者のようにして振る舞い、正義の顔をして暴力を振るう。それは必要悪として認識されこそすれ、相手の人権を無視する対人暴力であるという認識には至りにくい。

4) 「アルコールが入っていて、頭が真っ白になったから。」と理由づける

第4は、公私分担意識にかかわる正当化である。「アカウント論文」では、生物学的要因への帰属とされていた。たとえば、頭が真っ白になっていた、アルコールが入っていた、むしゃくしゃしていた、そもそも冷静になれない気性なのだ、俺の育った家もそうだったなどという言い訳・正当化がある。

思春期や青年期の頃、同じようにして言葉にならない気持ちを親にぶつけることがある。それと同じような感覚なのだろう。「甘え」や「依存」が親密な関係性で醸成される。こうした言い訳・正当化は、自らでコントロールできない人間の自然な事態でもあり、暴力の責任を減じるべきだという認識となっている。

しかしその行為の結果責任はすべて負うべきである。生物学的要因に帰属させることはできないし、行為の責任能力はある。この言い訳・正当化の矛盾は、端的に相手を選んでいることにある。頭が真っ白になったからといって家の外で無差別に暴力をふるっているわけではない。また、アルコールを飲んだらどうなるのかについての結果については責任がある。むしゃくしゃしていても決して同僚を殴らないだろう。気性のせいであればどうして妻子や特定の人にだけ暴力がむかうのか。これらを説明しなければならぬ。そこで説明が終わっている。アルコールやストレスという外的なものに帰属させてしまい、あるいは怒りの感情が統制できないという生物学的要因に責任を投げてしまっている。「自然」の前に個人の責任が消去されていく。思考停止状態で自動的な反応のようにして暴力が出てくるので、感情に責任はもてないといわんばかりである。

さらに、相手を選択しているという矛盾だけではなく、同じような事態に陥っても暴力を振るわない男性は多い。暴力は「自然」にでてくるのではない。男性のもつ本来性でもない。ではどうして彼は暴力に至るのか。冷静に考えればこれをささえる認知の図式は矛盾している。同じようなことを他人にすると暴力として裁かれる。親密な関係性にあってはそれが許されると考えている。つまり他者でない人として家族のメンバーをみていることになる。自他の境界は親密な関係性のなか

では変容している。暴力があって当然のように、家族だから、夫婦だから、親子だからという自動思考が作動する。恋人もここも入る。総じて、共生体感情に根ざした暴力肯定の認知だといえる。

5) 「ささいなことだったんです。」と言い始める

DVのきっかけとして、「それはささいなことだった」と殴る人はいう。この言い訳・正当化で考えるべき点は2つある。第1は、相互作用に責任を投げている点である。仮に何らかの身体的な暴力で相手が傷ついたとしても、それは暴力の応酬が増幅していっただけなので、結果については相互に責任があるという。あるいはささいなことで怒らせているのは相手が悪いともとれる。その時点でひくべきなのだといわんばかりである。また、口論が昂じていくのだともいう。言葉が達者なのでついつい手がでてしまったのだとつながっていく。

こうして、ささいなことだったという言い訳・正当化には、男性の葛藤の認識の仕方、問題定義のやり方、責任のなすりつけが表現されている。せいぜい非を認めたとしても、相互作用なので喧嘩両成敗のような意識となるだけで、暴力の責任をひきうけるところまでには及ばない。対人暴力は状況的で偶発的な側面が確かにあるが、この場合は問題解決の仕方についてのシーケンスとして加害者のもつシナリオが実現されている面もあり、単に相手の出方による状況の偶発性があるのではない。そのように事態をつなげていく加害者のもつシナリオが看過できない。あらかじめ組み込まれている口論のこじらせ方のなかに暴力による解決という選択肢が構成されているとみるべきだろう。

そして第2は、ささいなことであるからこそ被害を受ける人にとっては深刻だという点を見るべき点である。そんなささいなことでどうしてこのような暴力が起こるのか、いつ起こるのか、いつ終わるのかと恐れをいだきながら事態と状況のなかを生きることになる。ささいなことで暴力を振るわれること自体が被害者には理解できない。ささいなことなら話し合えばよいだけだ。ささいなことだというのは加害者の言い訳でしかない。ささいなことで暴力が起こるので、被害者の日常生活は、「卵の殻の上で暮らしているようだ」、「地雷とともに生活しているようだ」(DV被害女性の自立を支援するために当事者からヒアリングをしたときの女性の発言)となる。被害者の日常生活の深刻さである。

こうして日常生活をともしにする者から受けるDVと虐待の被害者は、いつもなにかに怯え、敏感になり、息苦しいものとなってしまふ。乳児や要介護老人などは声さえあげられない。こうなると安らぎの場としての家庭でなくなる。やっかいなことに、世間体もあり、加害者が殴らない時もあり、場合によっては謝罪もするので、なかなか表面化しないのがDVである。こうした環境に長くいると、正常な感覚が麻痺する。家族を訴えることとなるので、援助を求めることすら罪悪だと感じてしまふ。だからDV被害者の心理は独特なものとなる。

6) 「相手が俺を殴らせる。」—彼は独自の被害者像をもっている

第6は「妻や子どもが俺を怒らせる。暴力を振るうように仕向けるのだ。」という言い訳・正当化である。「アカウント論文」では非難者非難として類型化されていた。性犯罪ではナンパで知り合ったのだからその時点で合意があったはずだという類いのもので、いわゆる強姦神話論にてでくる「被害者の落ち度論」もここに重なる意識である。「いじめられる側にも問題がある論」やジェンダーバイアスを前提にした性犯罪における「女性の誘惑論(男性の性衝動を誘発する身体を持ち主はそれをコン

トロールして誘発しないようにする責任があるという性犯罪の言い訳・正当化の理屈のこと)」も類似のものである。子ども虐待でも子どもの問題行動こそが課題であるという言い方や高齢者虐待における認知症への無理解も近似する加害の説明である。DVの場合はジェンダー作用がさらに広く影響し、妻役割を十分に果たしていないことへの非難が暴力の引き金として正当化の根拠になることもある。これらを総括していえば、被害者論としてさらに精緻に議論が求められる研究課題となっている。第1は被害者の落ち度論、第2は被害者理解にかかわる独特な被害者の行動の問題（バタードウーマン症候群論争。そこでは夫のもとに帰っていく被害女性の行動の不可解さにかかわる議論があった）、第3は被虐待の特徴をもつ行動の理解にかかわる課題（自虐的世話役、つまりモラルマゾヒズム的性格やトラウマ的な絆の関係性）などがある。

第1の論点は、ジェンダー秩序のある社会で加害者が期待されるジェンダー役割にそぐわない相手のことをあげつらい、暴力を正当化するために落ち度を指摘することを意味する。ジェンダー役割に背反していることが落ち度だという。

第2の論点は、ジェンダー作用のもとでの転倒した意識が指摘できる。ケア役割が女性性に賦課されるのがジェンダー作用だとすると、それをもとにして疎外された意識が暴力を受けている被害女性の内側に構成されることがある。これは加害者との同一化現象である。相手が俺を殴らせるという意識が平気で表明されるということはジェンダー作用を前提にした表面であり、それをジェンダー作用は女性役割をとおして被害者に内面化させ、被害者が自らを責めるようにして内面を構成することになる。またよくあることであるが被害女性が加害男性の更生に努力するという転倒したケア行動へと至ることもこの作用の効果である。

第3の論点は母性役割ともかかわりよくもちだされる正当化理由である。これを被害女性が内面化していることもある。世話焼き行動は救済者役割とも重なり、家族関係をとおして再生産されていく。トラウマ的な絆は女性性や母性の傷つきとも関連して歪められたアタッチメントとして形成され過剰な補填行動がケア役割に結びついて関係への固着がみられ、暴力のある関係にあつての実在感となり、暴力のある関係にもどる理由となっていく。その契機は保護命令などで別離をした時点で表現されやすい。「一緒にいた方が安全なことがある。」という被害女性がいた。これはストーキングを伴う場合の言い方であり、また暴力が間歇的に用いられているのでその休止期間に安堵する心理がこうした意識を構築させていく。

この他罰性意識は、加害者のもつ被害者論や被害像をもとにしている。都合のよい言い訳・正当化であるが、よく用いられる。親密な関係性における暴力被害の特徴が被害者の内面にも影響するのでそれを利用している転倒した意識だともいえる。換言すれば、関係性を利用する狡猾な意識に他ならないが、家族文化、母性観念、愛情規範、ケア役割にねざして語られるので、親密な関係性が伴う言い訳・正当化としては単なる虚偽の意識というよりも一定の実在的で確信をもった言い訳・正当化として感受されていく。

4. 暴力加害の説明を暗黙理論として整序して暴力臨床・加害者臨床へと活かすこと

ここで6点にわたって整理してきた言い訳・正当化の説明を考察する意味について整理しておきたい。これらは、事前に準備されていた内なる声としての動機という面と事後的に取り繕う説明と

いう面がある。行動における二重性であり、両面とも文化によって提供される言語行為である (Vaisey 2009)。

なかでも親密な関係性における暴力行動は、葛藤を解決する過程で用いられるその人の対人関係における問題解決の習慣的な行動でもあるので、そこで使われる言い訳・正当化は動機として語られるが、それは、結果をとりつくり事後の説明という面が文脈構成として存在していることをきちんと聞き取ることがその後の脱暴力の臨床実践としては大切となる。それを暗黙理論としてまとめる必要性を説いたのは、司法臨床心理学者のトニー・ワード (Ward 2000) である。同じように、実践を導く思考の体系を把握したものにしろと理論がある。これは一般の人びとが日常の直接もしくは間接的な経験にもとづいてさまざまな事物について素朴な概念を持つことである (Furnham 1988)。

ジェンダー、家族関係、親密な関係性、問題解決、家族間葛藤、育児や教育観などについて独自の意見や考え方をもち、しかも強固さをもって存在しており、多くの場合、制度や専門家の想定する考え方と衝突する暗黙理論を理解することは暴力臨床に役立つ。暗黙理論、しろと理論は、暴力を振るう者の日常生活や生きてきた軌跡に由来する意味づけとして理解することができ、それはかなりの程度でみられる暴力を振るう者の被虐待の履歴をみることにもなる。つまり暴力の連鎖、憎しみの連鎖のもつ意味が暗黙理論である。だからといって現在の暴力の責任を減じることができないが、すくなくとも暴力臨床を加害者臨床へと変容させていく際には重視したい点である。

この言い訳・正当化の研究は、冒頭に紹介した社会学の一連の研究に由来し、ここではそれを DV や虐待に応用してきた。親密な関係性における暴力の研究や臨床実践へこうした研究を拡大すべきであると筆者は考えている。具体的には、言い訳・正当化の説明行動の研究を、加害のナラティブ、暴力の文化、虐待的パーソナリティ、認知行動的介入、動機付け研究、暴力の社会臨床論などとしてとらえ、それらを対人暴力研究として統合し、さらに狭義には加害者臨床、広義には暴力臨床の対象を確定していく作業にすることができると想定している。暴力臨床、加害者臨床としては、いかにして脱暴力のための支援技術や制度・政策論を構築するかが課題となってくる。筆者は、暴力加害の実践をささえるセオリーを説明の語彙と言葉、つまり内なる声をとおして暗黙理論・しろと理論として抽出し、それをその実践の慣行として機能しているにとらえ、とりわけ問題解決の行動のなかに編み込まれていて、その総体が「個人の理論」として構成されているその動態を掴むことのできるアプローチとして体系化することを目指している。

たとえば認知行動療法は介入対象を「認知の歪み」cognitive distortion とする。認知行動療法は、白黒思考などをとりだし体系化されている。しかしあくまでもそれらは「認知の歪み」だと定義され、認知行動療法の大前提となっている。もちろんそうであったとしても、「認知の歪み」という定義よりは「個人の理論」とした方が、暴力臨床、加害者臨床で取り組む場合は、当人の主体性や回復への努力が見えやすいこともあり、「認知の歪み」としては定式化しない方がよいと考える。そうではない言い方にもとづく理論構築をしたいと考えている。「歪み論」としてだけ把握するのではない立論とすべきである。なぜなら、「歪み」という表現に対しては「正しい認知」「適切な認知」が想定されるきらいがあり、さらに誰が歪みを判定するのか、それはたんに矯正の対象として浮かび上がるだけではないかなどの疑問が生じるからである。

ワードは犯罪者の更生理論 (リハビリテーション) についての領域で同じような観点から、暗黙理論として「認知の歪み」を位置づけるべきことを提案している (Ward 2000)。歪みという定義だけだ

と彼らのリスクばかりに焦点があたるからという理由も提起している。さらに、性犯罪者の暗黙理論をとりだし、加害者更生の対象にすべきことを指摘している。たとえば、子どもらしい行動が性犯罪者の認知の仕方では別に意味づけられている。人の膝の上に座る、下着をみせて遊ぶ、加害者に抱きつくなどの行動が性的に解釈される。子どもが泣くことでさえそれは子どもが関心をもって欲しいという願望であると解釈されるという。加害者の隣に座ることは愛着をもとめている行為だと意味づけられていく。子どもが私を誘惑した、セックスを望んでいた、子どもは傷ついていない、子どもは性を探索しているなどとして子どもの自然な振る舞いが都合のよいように解釈されていく。女性のフレンドリーさは性的な欲望があるものとして意味づけられていく。また、子どもが多くいる環境も好む。子どもに関わるボランティアを好む加害者もいる。そのような環境を組織して生きている。

同じ類型の意識としては、性犯罪者の意識のなかには「ナンパして一緒にいる時間をもったのだから強引なセックスは合意のうえだ。」といい、自らの責任はないといいはることがある。こうして、特定の子どもの女性像をもって日常行動が行われ、犯罪へと展開されていく様子を暗黙理論にもとづく日常実践としてワードは描き、そこで満たされている欲望の内容とその実現手段の逸脱性の関連を分析し、両者が乖離しているので、より適切で健康的な手段を選択することへの支援を暴力臨床として想定している。

暗黙理論、しろうと理論が台本のようにして作用し、行動を導いている。それは彼の「個人の理論」として体系化され、自らの行為を導き、選択させている。しかもそこには個々人というよりも男性性ジェンダー作用が関与し、一定の共通の暗黙理論がみてとれる。それは、男性にとっての親密な関係性の体験様式の共通性である。その特徴を検討してみる。

5. 男性にとっての親密な関係性の意味

暴力臨床は、暴力を振るう者が保持する行動の理論、それを統合している「個人の理論」があり、その中心は本稿で考察を加えてきたような暴力を支える暗黙理論、しろうと理論として構成されていることを対象にし、その変容を促すことを目的にして取り組まれるべきである。手がかりはここでみてきた言い訳・正当化の説明である。そのためには動機形成についての受講命令など社会制度的な仕組みが不可欠である。犯罪となる暴力ばかりではなく、その行為者は加害者として自己認知していないどころか逆に自らを被害者であるとも考えていることも考慮すると、脱暴力にむかう対話の組織化を開始するためのファーストステップが肝心である。

暴力を振るう人たちとの関係づくりは、グループワークであれ、個人のカウンセリングであれ、夫婦の面談であれ、それが暴力であり、加害であることの理解をすすめる目標にむけた介入後の協働的な対話からはじまる。暴力を支えてきた暗黙理論・しろうと理論を可視化し、相互に理解する。言い訳・正当化の説明を変更していく対話を効果的にすすめることは、当人にとっての意味づけの変更という難題となる。そのために、その暴力は決して偶然ではなかったこと、加害者としての責任の自覚と引き受けに向かうことへと伴走する。

ここで紹介してきた説明の内容は公的なものである。つまり、暴力をささえる語彙、言葉、文脈は文化によって公認されたものを源泉としているからである。そうでないと説明は理解されず、暗

黙理論、しろうと理論として自らのなかに体系化できない。暴力肯定の文法を都合よくあれ構築することができないからである。家族関係における親子間暴力、夫婦や男女という親密な関係性における暴力、学校や職場の仲間集団における暴力（いじめなど）を肯定するこれまでの公的な文化が存在することがこの種の暴力を扱う際に押さえられておくべき諸点となる。とくにジェンダー作用のなかでも男性性に関わるテーマが大きく関係しており、社会全体の暴力性と連動していくからである。

この男性性ジェンダー作用が暴力の文化と関連していることを踏まえると、暗黙理論の生成には一定の傾向が外部からの力として作用しているといえる。たとえば「からだでわからせてやる」という言い回しがある。この延長線上に体罰やしごきがある。これは彼らの想定する愛情であり、教育である。結果がすべての仕事ができるかどうか（共に闘う戦士のメタファー）、アルコールを入れて胸襟を開くつきあいも賛美される。アルコールは身体的共存を意味する連帯の儀式のように観念される。ドラマ、漫画やゲームにも暴力のストーリーがある。攻撃的なスポーツも好きだ。女性とのつきあいをめぐる遍歴の武勇伝もある。すべて「からだのことば」として男性同士の結託ができやすい非言語的コミュニケーションとなっている。筆者はこれを責任を減じていく男性同盟やメンズトークと名付けている。女性や子どもへの暴力の背後にある男性同士の関係性に宿る暴力と攻撃性やリーダーシップは近似した領域にある。

さらに看過できないことは暴力加害男性たちのライフストーリーのなかの暴力である。多くの男性は被暴力体験を有している。暴力を嫌悪し、批判するのではなく、無視するかそれを乗り越えてきた自分を肯定的に思っている。人によっては自信の源泉ともなっている。さらにその被暴力体験を他者に相談しにくいように作用するのが男性性である。相談することが弱音を吐くことのように観念させる作用をサイレンシングという。特に少年の性暴力被害はこのサイレンシングのサイクルに巻き込まれていく。暴力を嫌悪する男性がいたとしても、その体験にはふたをするように男性性が作用する。弱音を吐けないからだ。

また、抵抗する男性性もあり、暴力に絶えることで克己の精神が養えるように誤解された自尊心ができあがる。こうして暴力が男性の人生のなかでは有意なこととして組み込まれていく回路がある。この過程では、暴力は激しい感情交換の機会として把握され、人と人との関わりあいの要素のひとつとしても観念されていく。

さらに、攻撃性と怒りは自己を活性化させる感情と特性である。この点では、暴力はそれを支える怒りの感情とともに生きるエネルギーとして機能している。筆者の取りくむ脱暴力のグループワークをとおしてそれが除去されていくと、短期的に彼の男性性は空虚感に満ちていき、落ち込むことがあるという男性がいた。脱暴力の経過において「脱力」という事態が生起するからだ。彼には暴力的ではない男性性のモデルがないのでそうした空虚感が生成する。

さらにこの事態を男性のライフサイクルにおいてみてみよう。コミュニケーションとして「からだのことば」が前景化することは男性の人生にはたくさんある。思春期の頃、少年たち同士の仲間意識と連帯のための攻撃的な行動様式、青年期には学業、仕事の業績、異性をめぐる競争がある。職場の環境、中高年期の稼ぎへのプレッシャー、高齢期男性のコミュニケーション下手と対人関係の悪さや孤立傾向などが男性性と重なる。

ライフコースの諸相において男性の「からだのことば」としての非言語的コミュニケーション状況を切り取ると、暴力、競争、パワー、業績、連帯などの男性的価値に満ちている様相がみえてく

る。そして、子育てもせず、介護も女性に依存し、健康診断というセルフケアさえ積極的でない。筆者はこうした事態をケアからの（自己）疎外と名づけている。

他者への配慮がケアの特性であることに鑑みると、その逆、つまり他者への侵入である暴力に親和性の高い男性性はケアから遠ざかっていることになる。他者へのケア能力は自己へのケア力と関連している。セルフケアそれ自体からも疎外されているといえる。つまり男性の暴力は、セルフネグレクト状態に由来するといえるので、男性性、克己の力、忍耐などはつながりあう事項として関連している。こうして男性にとっての他者の存在の意味（あるいは不在の意味）もしくは自己への配慮や感情への気づきの弱さの根底を問うことに係留させて暴力臨床を編み上げることが要請される。先述したホモソーシャル心性のように友情の確認のために喧嘩があるとすると、男女関係に発現する暴力ではあるが、それ以前の同性同士の親密な関係性それ自体の形成に遡及して問題を再構成していく脱暴力支援論が求められている。暴力を振るいあえるほどに親しいという意識が醸成されていることが克服課題なのである。また、羽目を外して一緒に飲み歩き、セックス、ギャンブル、アルコールという欲望世界と一緒に渉猟する同性の仲間に言葉はいらないと思っている。そうした男性同盟の日常も暴力の文化を間接的に涵養している。スポーツも同じような機能を果たす。こうしてみると、男性の生涯発達の過程にあるストーリーのなかでも同性同士の関係性は無視できないといえる。

暴力、興奮、連帯、共在をとおして身体介在的な、非合理的で感情的なもの、エネルギーを高めてくれること、パワー感覚を満たすことが男性性と親和的な非言語的コミュニケーションに託される。これらが暴力の暗黙理論を構成している。身体と行動に刻み込まれた暴力の文化として存在している。さらに暴力の説明は言い訳・正当化なので、言葉は行動の前後に多用される。事前にはスクリプトのようにしてインナーボイスとなり、事後的には説明の言語として作用する。男性も寡黙なだけではない。饒舌さは言い訳・正当化のための説明として内実をつくる。その暴力はこうしてみると決して偶然だとはいえない。

6. 二者関係における暴力は人格への暴力であること

通例のDVや虐待論では、暴力を身体的暴力、心理的暴力、感情的暴力、言語的暴力としてその様態別に類型化することが多い。虐待論ではネグレクトも含まれ必要なケアをしないことも暴力としてみなされる。さらに、DVが子どもの前で展開されるとそれは虐待として扱われる。徐々に暴力の定義は拡大されてきた。

さらにこうした類型化だけではなく、詳細は別稿を予定しているが、複雑性心的外傷、地位降格儀礼、ガスライティング、サイレンシング（沈黙化作用）、加害者との同一化、マイクロアグレッション（無視・放置、無価値化、透明化などの心理的ネグレクト）、心理的有害さ psychological harm、モラルハラスメント、強いるコントロール行動 coercive control、ストーキングなどとして暴力生成の相互作用の機微と動態を把握する概念は別様にある。

さらに暴力が生起する非対称な関係性それ自体の特性を把握する必要があると考える。たとえば家族や恋人など親密な関係性、仲間集団など訴求しあう関係性、アタッチメントを求める関係性などである。加害者臨床として先鋭化させた脱暴力への支援だけではなく、その直前までの広い範囲

にわたる暴力臨床として把握するアプローチが必要である。ここではそのなかでも二者関係として構成される親密な関係性をもつ暴力誘発性について考察しておきたい。

親密な関係性は二者関係であり、それは対となる関係性である。親密な関係性をとおして他者は他者でない特別な人となる。家族外の間人間関係とは異なると観念されていく。家族という制度は私的領域であり、内と外という意識をもたらしやすい。家族の内側では、他者とは異なり、超えてはならない境界線が低くなる。共に生活するので身体への相互接触が強い。境界が重なりあう。内部の相互関係が愛着の名のもとに侵襲・侵入へと転じていく両義性がある。二者関係は「わたしとあなた」という人格的な関係、直接性のある関係である。相互の感情の襞にふれあうこととなる。共生体としての家族は感情をもとにしてつながりあう。性的あるいはエロスの関係も伴う身体関係性が濃厚にあり、共食、共寝、共苦する。そうであるがゆえに、葛藤と紛争が蓄積していく。離婚の際の骨肉の憎しみあいをみればその憎悪や怒りの激しさがわかる。情動的な関係である分、そこに葛藤が生じやすい。それは転じて暴力へといたることもある。

この親密な関係性は暴力に対して脆弱である。脆弱さを意味するヴァルネラビリティ *vulnerability* という言葉は暴力誘発性をも意味する。距離に近い者同士は葛藤を抱え、争う機会が増える。相互に関係を希求し、よかれと思って意見をし、相互に面倒を見合い、配慮し、世話をする。感情を交流させる。理性というよりは気持ちを大事にする関係である。こうした間柄での暴力は、その関係性のねじれやこじれにもとづき起こる。もちろん大半は一過性であるし、憎悪というよりも行き違いやズレであることが多い。しかし徐々に、そこに根ざして持続的で執拗な暴力へと展開していく。

そして親密な関係性は社会的には家族制度とジェンダーの秩序をとおしてある形態へと固定され、社会関係として編成されていき、それに相応しい情動や感情が構築される。たとえば、①固定した役割意識のもとで生き方を拘束するようなパターンリズム的な家族規範の押しつけ、②とりわけ性別役割分業意識にもとづく家族ケア役割の男女への異なる配分、③自責・自罰の心理が女性役割意識に親和的であることなどという行動規範がそうした暴力を誘発するようにも機能する社会がある。

暴力臨床はこの親密な関係性の特徴を念頭におかなければならない。その手がかりとなる暴力の言い訳・正当化の表明であるが、それは、言葉と行動の二つの相に関連している。内なる声として機能している言葉であるという面と、しかしそれが熟慮されたものでも、規範にしたがったものでもなく、たんに欲望にしたがった行動として、都合のよい、他者不在の、他罰的な、逸脱を促進させる声であるので、暴力行為の結果については取り繕う説明をしなければならなくなる。言い訳・正当化の言葉は後からやってくるが、それは先行していた内なる声の表明でもある。彼らの動機ともいえる。そこで用いられる動機の語彙だけではなくそれを用いて暴力として行動化した経過、他の行動化の選択ではなかった理由、社会規範との整合性の付け方、他罰的な責任の帰属のさせ方などをさぐるものとして暴力のナラティブをとりだすことから暴力臨床がはじまる。そこを起点にして、加害者臨床として責任の帰属先変更を促す対話をすすめていく。加害者という言い方は受講命令などが整備されていない段階では本人の回避や防衛を導く直面化を強いることがあるのであまり多用しないほうがよく、暴力臨床として始動させる。

また、彼らが表現する暴力のナラティブは社会のもつ暴力の文化を上書きしている面があり、その言い訳・正当化をとおして暴力の文化、それをささえる支配的な男性性ジェンダー、マイクロ・

アグレッションやモラルハラスメントの機微などが表象される。その分析がここで展開してきた暴力加害のナラティブの一端である。グループワークやカウンセリングの場ではその一部にであうだけだが、表出の場がそこにあり、暗黙理論、しろうと理論として可視化させた彼らの都合のよい思考を意識して抽出し、それを現前化させ、それに働きかけていくことをめざす。自らの暴力であること、それは偶然ではないこと、他の行動選択をすべきだったことの自覚と変容を促し、被害者と被害の理解を試み、脱暴力行動の機会とする。これらを受講命令制度として組み込んだ暴力臨床を可能にするような司法の制度をつくり、社会のもつ暴力の文化、暴力の慣行、男性性ジェンダーなどの総体を変容の対象にした司法臨床・社会臨床としていくべきことがここで検討してきた言い訳・正当化の分析からいえることである。

7. おわりに

加害者臨床とは相対的に異なるものとして暴力臨床を考察すべきだと考える。性犯罪者処遇でも応用されている認知行動療法のなかの認知の歪み論という前提も実践を効果的にすすめるために修正すべきこと、DVや虐待の暴力類型論が形式的で表面的であること、暴力誘発性や差異が非対称性へと展開されていく親密な関係性の特徴や男女関係へと展開する以前の男性同士の関係性を視野に入れるべきことなどについて、考察を加えてきた。そのために説明（言い訳・正当化）という言語行為を対象にして暴力が肯定されていく過程にそくした脱暴力支援と臨床の制度が必要なことをみてきた。さらに暴力の文化が共軛関係としてあるので、男性性ジェンダーと攻撃性を視野に入れると、それは社会臨床という展開になるし、さらにそれら総体をくくる実践は臨床社会学的となるのではないかと提案してきた。

こうした構想は、別言すれば逸脱行動を対象にした対人援助学の構想と重なる。この点では応用行動分析学者の望月教授から学んだことはたくさんある。冒頭の書物とともに本稿は望月教授とともに展開してきた応用人間科学研究科の対人援助学構築の成果の一端である。

文献

- Adams, P.J., Towns, A.J., and Gabey, N., 1995, "Dominance and Entitlement: The Rhetoric Men Use to Discuss their Violence towards Women." *Discourse and Society*, 6 (3) : 387-406.
- Anderson, K.L., 2001, "GENDERING VIOLENCE: Masculinity and Power in Men's Accounts of Domestic Violence." *GENDER & SOCIETY*, Vol.15 No.3:358-380.
- Furnham, A., 1988, *Lay Theories: Everyday understanding of problems in the social sciences*, New York: Pergamon Press.
- Lau, U., 2012, "Textual transformations of subjectivity in men's talk of gender-based violence." *Feminism & Psychology*, 22 (4) : 423-442.
- 望月昭、サトウタツヤ、中村正、武藤崇 2008、『対人援助学の可能性—「助ける科学」の創造と展開』福村出版。
- 中村正、2009a、「男性のためのグループセッション—DV加害男性、虐待親、性犯罪者たちとのセッションの経験から」『集団精神療法』日本集団精神療学会、金剛出版、第25巻第1号、32-40。
- 中村正、2009b、「暴力を超えて—DV加害者をどうするのかという問題が問いかけること」伊藤公雄ほか編『新編 日本のフェミニズム 12 男性学』岩波書店、289-302。
- 中村正、2010a、「加害者臨床のめざすこと—DV・虐待に焦点を当てた脱暴力への支援をとおして」『季刊 刑

- 事弁護』現代人文社、第64号、57-60.
- 中村正、2010b、「親密な関係性における葛藤と暴力－問題解決にむけた新しい臨床論」、井上真理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社、220-239.
- 中村正、2010c、「逸脱行動と社会臨床」望月昭・サトウタツヤ・中村正・武藤崇編『対人援助学の可能性』福村出版、127-166.
- 中村正、2011、「『加害者治療』の観点から－暴力加害者への臨床論のために」『法と心理』法と心理学会、日本評論社、第11巻第1号、14-20.
- 中村正、2012、「ハラスメント加害者」廣井亮一編『加害者臨床』日本評論社、104-113.
- Scott, MB., Lyman S., 1968. Accounts. *American Sociological Review*. Vol.33:46-62
- Vaisey, S., 2009, "Motivation and Justification: A Dual-Process Model of Culture in Action." *American Journal of Sociology*, Vol.114 No.6:1675-1715.
- Ward, T., 2000, "Sexual offenders' cognitive distortions as implicit theories." *Aggression and Violent Behaviour*, Vol.5 No.5: 491-507.
- Weldon, S. & Gilchrist, E., 2012, "Implicit Theories in Intimate Partner Violence Offenders." *Journal of Family Violence*, 27:761-772.

(本学産業社会学部・大学院応用人間科学研究科教授)